

栃木県介護員養成研修事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号の規定に基づく介護員養成研修（以下「研修」という。）の実施について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第22条の23第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号。以下「告示」という。）及び「介護員養成研修の取扱細則について（介護員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 研修の実施主体（以下「研修実施者」という。）は、政令第3条第1項第1号の規定により、栃木県知事（以下「知事」という。）又は介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）として知事が指定した者（以下「指定事業者」という。）とする。

(研修課程)

第3条 研修の課程は、介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修課程」という。）及び生活援助従事者研修課程とする。

(1) 目的

① 初任者研修課程

介護に携わる者が業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身に付け、基本的な介護業務を行うことができるようにすること。

② 生活援助従事者研修課程

生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得すること。

(2) 受講対象者

① 初任者研修課程

訪問介護事業に従事しようとする者又は在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。

② 生活援助従事者研修課程

生活援助中心型のサービスに従事しようとする者とする。

(3) 科目及び細目

取扱細則に規定されている研修科目を科目とし、科目の中に別添1「介護員養成研修におけるカリキュラム等について」別表1-1又は別表1-2のとおり細目を設ける。

(4) 研修時間数

研修時間数は次のとおりとし、科目及び細目ごとの時間数は別添1「介護員養成研修におけるカリキュラム等について」別表1-1又は別表1-2のとおりとする。

なお、各細目の時間配分については、内容に偏りがないうように十分に留意すること。

- ① 初任者研修課程 130 時間以上
- ② 生活援助従事者研修課程 59 時間以上

(5) 研修定員

研修の定員は、1 講座当たり 40 名を上限とすること。

(6) 研修の目標、評価及び内容

研修の目標、評価及び内容については、別添 1 「介護員養成研修におけるカリキュラム等について」1 及び 2 のとおりとする。

(7) 研修の実施方法

研修は講義、演習及び実習により行い、講義と演習は一体的に行うものとする。

なお、別添 3 「講義を通信で行う際の基準」を満たすことにより、講義の一部を通信の方法により行うことができるものとする。通信学習を実施する場合には、適切な教材及び適切な方法により、添削・面接指導及び評価を行わなければならない。

(履修期間)

第 4 条 各課程の履修期間は、次のとおりとする。

(1) 初任者研修課程

原則として 8 月以内とする。

(2) 生活援助従事者研修課程

原則として 4 月以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法に基づく高等学校及び特別支援学校については、次の要件に該当する場合に限り、修学期間を限度として研修履修期間とすることができる。

- (1) 所管庁に認可された学則に修学期間が規定されていること。
- (2) 当該学校の学生のみを対象としていること。

(研修科目の免除等)

第 5 条 研修実施者は、一定の経験等を有する受講者に対し、別添 2 「科目免除要件及び時間数」の定めるところにより研修科目の一部を免除することができる。

2 次に掲げる者は、初任者研修課程を修了したものとみなす。

- (1) 平成 25 年 4 月 1 日改正前の介護保険法施行規則第 22 条の 23 に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修 1 級課程及び訪問介護員養成研修 2 級課程修了者
- (2) 看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者
- (3) 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号) 第 1 条第 2 号に掲げる研修の居宅介護職員初任者研修課程を修了した旨の証明書の発行を受けた者
- (4) 平成 25 年 4 月 1 日改正前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号) 第 1 条第 2 号に掲げる研修の 1 級課程及び 2 級課程を修了した旨の証明書の発行を受けた者
- (5) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号) 第 40 条第 2 項第 5 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成

施設において6月以上（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第3号に掲げる者は1月以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修（以下「実務者研修」という。）を修了した旨の証明書の発行を受けた者

3 次に掲げる者は、生活援助従事者研修課程を修了したものとみなす。

（1）前項の各号に掲げる者

（2）初任者研修課程を修了した旨の証明書の発行を受けた者

（講師）

第6条 講義及び演習を担当する講師は、担当する科目に関し、十分な知識、経験を持つ者を充てるものとし、原則として別添1「介護員養成研修におけるカリキュラム等について」別表2-1又は別表2-2の講師資格要件を満たす者とする。

2 演習については、受講生20名当たり1名の講師が担当するものとする。

（実習及び実習施設）

第7条 実習は、申請時点において開設から1年を経過している施設であつて、別添1「介護員養成研修におけるカリキュラム等について」別表2-1又は別表2-2の実習施設要件に該当する施設で実施すること。

2 実習指導者は、実習施設において1年以上業務に従事している者であつて、別添1「介護員養成研修におけるカリキュラム等について」別表2-1又は別表2-2の実習指導者要件を満たす者とする。

3 実習の実施方法については、別添1「介護員養成研修におけるカリキュラム等について」5のとおりとする。

（補講）

第8条 研修実施者は、やむを得ない理由により研修の一部（研修課程の時間数の1割を限度とする。）を欠席した者に対して、第4条第1項に定める履修期間内に、次に掲げる方法により補講を行うことができる。

（1）欠席した科目について、別途研修を実施し、履修させること。

（2）研修実施者が他の日程で行う研修課程において、欠席した科目と同一の科目を履修させること。

（3）県内の他の指定事業者が実施する研修において、欠席した科目と同一の科目を履修させ、当該科目について履修証明書（別記様式第1号その1又はその2）の発行を受けること。

（理解度の把握）

第9条 研修実施者は、受講者の理解度を常に把握し、理解が不十分であると認められる場合には、補習等を行い受講者の理解度の向上に努めるものとする。

（修了の認定）

第10条 研修実施者は、研修修了者の質の確保を図るため、別添6「介護員養成研修にお

ける修了評価について」に基づき、全科目の修了時に筆記試験（初任者研修課程 1 時間程度、生活援助従事者研修課程 0.5 時間程度）を実施し、受講者の知識・技術の習得度を測定し、評価を行うものとする。この場合において修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないこととする。

- 2 研修実施者は、修了評価の基準を達成できない受講者がいるときは補習を行い、修了評価を行うものとする。
- 3 研修実施者は、全細目を履修し、かつ筆記試験による修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された者に対して、修了証明書（別記様式第 2-1 号又は別記様式第 3-1 号及び修了証明書（携帯用）（別記様式第 2-2 号又は別記様式第 3-2 号）を交付するものとする。
- 4 研修実施者は、受講者の成績に関する事項を記録した成績証明書（別記様式第 4-1 号又は第 4-2 号）を作成し、修了の認定を受けた者に対して交付するものとする。

（書類の管理）

第 11 条 研修実施者は、修了証明書番号、研修の修了年月日、住所、氏名、生年月日、性別等を記載した介護員養成研修修了者名簿及び成績に関する事項を記載した書類について、永年保存し適切に管理するものとする。

- 2 研修実施者は、研修の運営に関する書類を事業年度終了後 5 年間保存し、適切に管理するものとする。

（研修の教材）

第 12 条 研修実施者は、研修を実施するために必要な研修会場、備品等を別添 4「研修会場及び教材の基準」のとおり確保するものとする。

（事業者の指定）

第 13 条 知事は、栃木県内において、市町及び民間団体等が行う介護員養成研修事業について、政令第 3 条第 1 項の規定に基づき、研修課程及び形式ごとに事業者の指定を行うこととする。

- 2 前項の指定に関し必要な事項は、別に定める。

（情報の公表）

第 14 条 研修実施者は、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事業者の選択等が行われる環境を整備し、研修の質の確保・向上に努めるため、別添 5「研修機関が公表すべき情報の内訳」に定める情報項目を自らのホームページに公表しなければならない。

（個人情報の保護）

第 15 条 研修実施者は、事業運営上知り得た個人情報を厳重に管理し、他に漏らしてはならない。

- 2 研修実施者は、受講者に対し、研修において知り得た個人情報を他に漏らすことのないよう指導しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、研修の事務に関して必要な事項については、別に定めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から適用する。
- 2 栃木県介護員養成研修事業実施要綱（平成 24 年 11 月 29 日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 旧要綱の規定による指定を受け平成 31 年 3 月 31 日までに開始した研修については、従前の例によることができる。